

○神戸市駐車場条例

昭和42年 3 月 28 日

条例第53号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路交通の円滑化を図るため、本市が設置する駐車場法（昭和32年法律第106号）第 2 条第 2 号に規定される路外駐車場及び道路法（昭和27年法律第180号）第24条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場（以下単に「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 7 条例38・一部改正)

(設置)

第 2 条 駐車場法に基づき、路外駐車場を設置し、その名称及び位置は別表 1 のとおりとする。

2 道路法第24条の 2 第 1 項に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場を設置し、その名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

(令 7 条例38・一部改正)

(使用の対象)

第 3 条 駐車場の使用の対象となる自動車は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第 3 条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）及び自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）とし、各駐車場での対象は別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(令 7 条例38・一部改正)

(駐車場の供用等)

第 4 条 駐車場の供用日は 1 月 1 日から12月31日までとする。

2 駐車場の入庫及び出庫の受付時間は、第12条の規定により駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）があらかじめ市長の承認を得て定める。これらを変更するときも、同様とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は駐車場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、

第1項の規定による供用日若しくはその時間（以下「供用時間」という。）又は前項の規定による受付時間を変更することができる。

- 4 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公表するものとする。

（令7条例38・全改）

（使用の期間及び駐車制限）

第5条 駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の供用時間終了時までを限度とする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用の限度を延長することができる。

（令7条例38・一部改正）

（利用料金）

第6条 市長は、指定管理者に駐車場の利用に係る利用料金（次項に規定する一時駐車料金並びに第5項に規定する回数駐車券及び第7項に規定する定期駐車券の料金を言う。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 一時駐車料金の額は、普通自動車及び自動二輪車については別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 指定管理者は、普通自動車及び自動二輪車の1回の駐りに係る1日の一時駐車料金の1日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を定め、一時駐車料金が1日の上限額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を駐車料金とする。

- 4 前項の上限額は、別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 5 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数駐車券を発行することができる。

- 6 前項の回数駐車券の額は、普通自動車及び自動二輪車の一時駐車料金の額に

11分の10を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 指定管理者は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。

8 前項の定期駐車券の額は、1月につき、普通自動車及び自動二輪車にあっては別表4に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 指定管理者は、前項の定期駐車券の発行に当たっては、駐車のを場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

10 市長は、第2項、第4項、第6項及び第8項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公表するものとする。

(令7条例38・全改)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、次に掲げる普通自動車を駐車する場合には、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する普通自動車 免除

ア 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する普通自動車

イ 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な普通自動車

ウ 地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する普通自動車

エ 次号に掲げる普通自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の会合その他の活動への定期的な参加のため、3時間を超える駐車が必要であると市長が認めたもの

(2) 次のいずれかに該当する普通自動車 利用料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交

付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に
身体上の障害の程度が１級から４級までである者として記載されている者
であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する普通自動車

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する普通自動車であってその
介護者が運転するもの

（ア） 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客
鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第１種身体障害者とされている
もの

（イ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が１級のもの

（ウ） 療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の
程度がＡのもの

２ 前項第１号エの規定による利用料金の免除又は前項第２号の規定による利用
料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しな
ければならない。

（令７条例38・旧第８条繰上・一部改正）

（利用料金の返還）

第８条 指定管理者は、既納の利用料金を返還しない。ただし、定期駐車券又は
回数駐車券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があ
るときは、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還する
ことができる。

（令７条例38・旧第９条繰上・一部改正）

（駐車拒否）

第９条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を
拒否することができる。

（１） 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

（２） 駐車場を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（３） 前２号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある

とき。

(令 7 条例 38・旧第10条繰上・一部改正)

(損害の賠償等)

第10条 駐車場を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(令 7 条例 38・旧第11条繰上)

(引取りの請求等)

第11条 市長は、第 5 条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 2 項の規定により承認を受けた期間を超えて駐車場に駐車されている普通自動車及び自動二輪車(以下この条において「自動車」という。)があるときは、当該自動車の所有者または当該自動車に係る使用者(以下「所有者等」という。)に対し、当該自動車の引取りを請求することができる。

2 市長及び指定管理者は、前項の請求を行うために必要な限度において、駐車場に駐車されている自動車について、必要な調査を行うことができる。

(令 7 条例 38・旧第12条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を駐車場の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けた指定管理者に行わせるものとする。

(1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務

(2) 駐車場の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成できると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(令 7 条例 38・旧第13条繰上・一部改正)

(施行細目の委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令7条例38・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、市長の定める日から施行する。

(昭和42年10月17日規則第46号により昭和42年10月17日から施行)

(令7条例38・旧附則・全改)

(指定管理者不在の場合における市長による管理)

第2条 市長は、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第4条第2項及び第3項、第9条、第11条第2項の規定の適用については、第4条第2項中「第12条の規定により駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第3項中「指定管理者は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」とする。

2 前項の規定により市長が駐車場の管理を行うときは、駐車場を利用する者は、指定管理者不在時等開始時の直前の第6条第2項、第4項、第6項及び第8項の承認に係る利用料金の額を、使用料として市に納付しなければならない。

3 前項の使用料については、指定管理者不在時等期間は、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

4 第2項の使用料は、指定管理者不在等期間は、規則に定めるところにより、

全部又は一部を返還することができる。

(令 7 条例 38・追加)

附 則 (昭和44年 3 月 31日 条例第43号)

この条例は、昭和44年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和45年 4 月 1 日 条例第17号)

この条例は、昭和45年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和46年 7 月 31日 条例第29号)

この条例は、昭和46年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和48年 7 月 30日 条例第37号)

この条例は、昭和48年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和49年 5 月 28日 条例第49号) 抄

この条例は、昭和49年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和50年 3 月 31日 条例第123号)

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和55年10月13日 条例第45号)

この条例は、昭和55年12月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 1 月 12日 条例第29号)

この条例は、昭和64年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定中「おいて、」の次に「自動二輪車については 1 日 1 回につき 200 円を超えない範囲内において」を加える部分及び同条第 3 項の改正規定中「もつて、」の次に「自動二輪車については第 1 項により定めた料金の 5 割以内に相当する額の減額をした額をもつて」を加える部分並びに別表の改正規定中自動二輪車に係る部分は、規則で定める日から施行する。

(平成元年 7 月 31日 規則第29号により平成元年 8 月 1 日から施行)

附 則 (平成元年 4 月 12日 条例第 5 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 3 年12月21日 規則第73号の 2 により平成 4 年 1 月 1 日から施行)

附 則 (平成 4 年 3 月 31日 条例第75号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 6 年 4 月 15 日規則第 9 号により第 4 条第 2 項から第 5 項までの改正規定及び別表に神戸市立鈴蘭台駐車場の項を加える改正規定は、平成 6 年 4 月 26 日から施行）

（平成 7 年 2 月 23 日規則第 82 号により平成 7 年 3 月 1 日から施行）

附 則（平成 7 年 10 月 11 日条例第 29 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 7 年 11 月 17 日規則第 54 号により平成 7 年 12 月 1 日から施行）

附 則（平成 16 年 7 月 20 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次の表の第 1 欄に掲げる規定による改正前の同表の第 2 欄に掲げる条例（以下「改正前条例」という。）の同表の第 3 欄に掲げる規定により管理を委託している同表の第 4 欄に掲げる公の施設については、改正前条例の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）の施行の日から起算して 3 年を経過する日（その日前に地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間、なおその効力を有する。

第 1 条	神戸臨床研究情報センター条例	第 18 条	神戸臨床研究情報センター
第 3 条	神戸国際会議場条例	第 18 条	神戸国際会議場
第 4 条	神戸国際展示場条例	第 19 条	神戸国際展示場
第 5 条	神戸市有馬温泉の館条例	第 9 条	神戸市有馬温泉の館
第 6 条	神戸市立有馬温泉観光交流センター条例	第 17 条	神戸市立有馬温泉観光交流センター
第 7 条	神戸市立太閤の湯殿館条例	第 14 条	神戸市立太閤の湯殿館

第 8 条	神戸市立神戸セミナーハウス 条例	第17条	神戸市立神戸セミナーハウ ス
第 9 条	神戸市立国民宿舎条例	第14条	神戸市立国民宿舎須磨荘
第10条	神戸市立須磨海浜水族園条例	第13条	神戸市立須磨海浜水族園
第11条	神戸文化ホール条例	第19条	神戸文化ホール
第12条	神戸市立丸山コミュニティ・ センター条例	第15条	神戸市立丸山コミュニテ ィ・センター
第13条	神戸市立区民センター条例	第21条	神戸市立区民センター
第14条	神戸市立王子市民ギャラリー 条例	第20条	神戸市立王子市民ギャラリ ー
第15条	神戸アートビレッジセンター 条例	第21条	神戸アートビレッジセンタ ー
第16条	神戸市勤労会館条例	第21条	神戸市勤労会館
第17条	神戸市立勤労市民センター条 例	第14条	神戸市立勤労市民センター
第18条	神戸市青少年会館条例	第14条	神戸市青少年会館
第21条	神戸市しあわせの村条例	第21条	神戸市しあわせの村条例第 5 条第 1 項に掲げる施設
第22条	神戸市立総合福祉センター条 例	第15条	神戸市立総合福祉センター
第23条	神戸市立こうべ市民福祉交流 センター条例	第20条	神戸市立こうべ市民福祉交 流センター（神戸市立こう べ市民福祉交流センター条 例第 4 条第 1 項第 4 号に掲 げる施設を除く。）
第24条	神戸市ふれあいのまちづくり 条例	第 8 条	神戸市立地域福祉センター
第25条	神戸市健康づくりセンター条	第21条	神戸市健康づくりセンター

	例		
第26条	神戸高齢者総合ケアセンター 条例	第14条	神戸高齢者総合ケアセンタ ー
第27条	神戸市立老人福祉施設条例	第11条第 1項又は 第2項	老人福祉法に基づく老人福 祉施設
第28条	神戸市立老人いこいの家条例	第5条	神戸市立老人いこいの家
第29条	神戸市立母子福祉施設条例	第7条	神戸市立母子福祉施設
第30条	神戸市総合児童センター条例	第17条	神戸市総合児童センター
第31条	神戸市立身体障害者更生援護 施設条例	第13条第 1項又は 第2項	身体障害者福祉センター （神戸市立心身障害福祉セ ンターを除く。）及び神戸 市立点字図書館
第32条	神戸市立知的障害者援護施設 条例	第12条	知的障害者デイサービスセ ンター、知的障害者更生施 設及び知的障害者授産施設 （神戸市立ワークセンター いわや及び神戸市立ワーク センターひょうごに限る。）
第33条	神戸市立在宅障害者福祉セン ター条例	第19条	神戸市立在宅障害者福祉セ ンター
第36条	神戸市立山の街福祉センター 条例	第8条	生活福祉館
第37条	神戸市産業振興センター条例	第21条	神戸市産業振興センター
第38条	神戸市ものづくり復興工場条 例	第24条	神戸市ものづくり復興工場
第39条	神戸ファッション美術館条例	第22条	神戸ファッション美術館
第41条	神戸市立自然環境活用センタ	第9条	神戸市立自然環境活用セン

	一 条例		ター
第42条	神戸市立農業公園条例	第23条	神戸市立農業公園
第43条	神戸市立六甲山牧場条例	第10条	神戸市立六甲山牧場
第44条	神戸市立フルーツ・フラワー パーク条例	第24条	神戸市立フルーツ・フラワ ーパーク
第45条	神戸市立農村環境改善センタ ー条例	第19条	神戸市立農村環境改善セン ター
第46条	神戸市立自然休養村管理セン ター条例	第13条	神戸市立自然休養村管理セ ンター
第48条	神戸市農業集落排水処理施設 条例	第20条	排水処理施設
第49条	神戸市立海づり公園条例	第16条	神戸市立海づり公園
第50条	神戸市立水産会館条例	第17条	神戸市立水産会館
第51条	神戸市立水産体験学習館条例	第22条	神戸市立水産体験学習館
第53条	神戸市都市公園条例	第23条の 2	公園施設
第54条	神戸市立路外駐車場条例	第11条第 1項	路外駐車場
第55条	神戸市自転車等の放置の防止 及び自転車駐車場の整備に関 する条例	第26条	神戸市立自転車駐車場
第57条	神戸市立集会所条例	第13条	神戸市立集会所
第58条	神戸市立こうべまちづくり会 館条例	第20条	神戸市立こうべまちづくり 会館
第59条	ポートアイランド市民広場条 例	第21条	ポートアイランド市民広場
第60条	神戸市立須磨ヨットハーバー 条例	第19条	神戸市立須磨ヨットハーバ ー

第61条	神戸ヘリポート条例	第19条	神戸ヘリポート
第62条	神戸市港湾施設条例	第42条	神戸市の管理する港湾施設
第63条	神戸市防災コミュニティセンター条例	第21条	神戸市防災コミュニティセンター
第65条	神戸市立青少年科学館条例	第13条	神戸市立青少年科学館
第66条	神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例	第21条	神戸市生涯学習支援センター（神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例第4条第9号から第11号までに掲げる施設に係る部分を除く。）
第67条	神戸市立婦人会館条例	第9条	神戸市立婦人会館
第68条	神戸市立体育施設条例	第16条	体育施設
第69条	神戸市立自然の家条例	第11条	神戸市立自然の家
第70条	神戸ポートアイランドホール条例	第20条	神戸ポートアイランドホール
第73条	神戸市風見鶏の館等条例	第14条	神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館

附 則（平成19年 1 月11日条例第35号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年 3 月26日規則第62号により平成19年 3 月30日から施行）

附 則（平成19年 3 月28日条例第43号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年 3 月29日規則第74号により平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 3 項の改正規定中自動二輪車の駐車料金及び定期駐車券の料金に係る部分は平成19年 7 月 1 日から、第 7 条にただし書を加える改正規定は平成19年 3 月29日から施行）

附 則（平成20年 3 月31日条例第45号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1神戸市立湊川公園駐車場の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年6月30日規則第13号により平成20年7月1日から施行)

附 則 (平成31年4月4日条例第4号)

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に定める日から施行する。

(施行の日＝令和元年10月1日)

附 則 (令和2年3月31日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の規定は、施行日以後に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金について適用し、同日前に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金についてはなお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日条例第30号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日条例第38号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 次条の規定 公布の日

(準備行為)

第2条

2 第3条の規定による改正後の神戸市駐車場条例（以下「第3条新条例」という。）の規定を施行するために必要な利用料金の収受、その他必要な行為は、第3条新条例の施行前においても、第3条新条例の例によりすることができる。（経過措置）

第3条

2 第3条新条例の規定は、施行日以後に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金について適用し、同日前に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条関係）

（令7条例38・一部改正）

名称		位置	使用の対象
神戸市立三宮駐車場	北ブロック	神戸市中央区加納町6丁目県道新神戸停車場線路面下	普通自動車
	南ブロック	神戸市中央区加納町6丁目東遊園地地下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市立花隈駐車場		神戸市中央区花隈町花隈公園地下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市立湊川公園駐車場		神戸市兵庫区新開地1丁目湊川公園地下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市立鈴蘭台駐車場		神戸市北区鈴蘭台西町1丁目	普通自動車
神戸市立細田駐車場		神戸市長田区細田町7丁目	普通自動車
神戸市立新長田駐車場		神戸市長田区日吉町1丁目若松公園地下	普通自動車

別表第2（第2条、第3条関係）

（令7条例38・一部改正）

名称	位置	使用の対象
神戸市神戸駅南駐車場	神戸市中央区東川崎町1丁目市道神戸駅裏線路面下	普通自動車及び自動二輪車

神戸市荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町2丁目大倉山線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市和田岬駅前駐車場	神戸市兵庫区和田宮通5丁目市道西出高松前池線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市長田北町駐車場	神戸市長田区北町3丁目県道神戸明石線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市新長田駅前駐車場	神戸市長田区若松町4丁目市道若松線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市舞子駅前駐車場	神戸市垂水区東舞子町市道舞子駅北線路面下	普通自動車及び自動二輪車

別表第3（第6条関係）

（令7条例38・一部改正）

名称		駐車料金		1日当たりの上限額	自動二輪車 （1日1回）
		区分	駐車料金の単位 となる時間及び金額		
神戸市立三宮駐車場	北ブロック、南ブロック	月曜日から金曜日まで （休日を除く。）	30分につき250円	1,530円	南ブロック 410円
		日曜日及び土曜日並びに休日		1,830円	
神戸市立花隈駐車場		月曜日から金曜日まで （休日を除く。）	30分につき250円	1,300円	410円
		日曜日及び		1,400円	

	土曜日並び に休日			
神戸市立湊川公園駐 車場		30分につき200円	1,020円	410円
神戸市立鈴蘭台駐車 場		1時間につき225 円	1,020円	
神戸市立細田駐車場		30分につき100円	810円	
神戸市立新長田駐車 場		30分につき100円	810円	
神戸市神戸駅南駐車 場	月曜日から 金曜日まで (休日を除 く。)	30分につき200円	1,220円	310円
	日曜日及び 土曜日並び に休日		1,530円	
神戸市荒田公園駐車 場		30分につき150円	810円	310円
神戸市和田岬駅前駐 車場	特定日以外 の日	30分につき150円	1,020円	310円
	特定日		1,500円	
神戸市長田北町駐車 場	月曜日から 金曜日まで (休日を除 く。)	30分につき150円	1,020円	310円
	日曜日及び 土曜日並び に休日		510円	

神戸市新長田駅前駐 車場		30分につき150円	1,020円	310円
神戸市舞子駅前駐車 場		30分につき150円	810円	310円

備考

- 1 駐車料金の単位となる時間未満の端数は、当該駐車料金の単位となる時間として計算する。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 この表において「特定日」とは、御崎公園催事時で指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。

別表第4（第6条関係）

（令7条例38・一部改正）

名称		普通自動車定期駐車券 1月当たりの駐車料金	自動二輪車定期駐車券 1月当たりの駐車料金
神戸市立三宮駐 車場	北ブロック、南 ブロック	44,500円	6,110円
神戸市立花隈駐車場		43,200円	6,110円
神戸市立湊川公園駐車場		27,500円	6,110円
神戸市立鈴蘭台駐車場		20,370円	
神戸市立細田駐車場		12,220円	
神戸市立新長田駐車場		15,280円	
神戸市神戸駅南駐車場		30,560円	4,580円
神戸市荒田公園駐車場		19,350円	4,580円
神戸市和田岬駅前駐車場		20,370円	4,580円
神戸市長田北町駐車場		19,350円	4,580円
神戸市新長田駅前駐車場		20,370円	4,580円
神戸市舞子駅前駐車場		15,280円	4,580円

備考 この表において「1月」とは、月の初日から末日までをいう。